

議案第48号

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「および」を「及び」に、「よって」を「より」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「よって」を「より」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第17条中「においては」を「には」に、「、所得割」を「、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第23条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「よって」を「より」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「よって」を「より」に改め、同条第4項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「の者」を「に掲げ

る者」に改める。

第35条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第35条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第35条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第36条の7中「支払い」を「支払」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第47条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第48条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会

社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第49条第1項中「第47条第1項」を「第47条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第51条の3において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「製造たばこ」を「第4項の製造たばこ」に改め、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第47条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第47条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第49条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号

に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第49条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの

品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第50条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第51条第3項中「第47条」を「第47条の2」に改める。

第51条の3第1項中「第47条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第2条の2の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

付則第11条第3項中「第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 墨田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 墨田区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条第3項各号列記以外の部分中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第50条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

第4条 墨田区特別区税条例の一部を次のように改める。

第49条第3項各号列記以外の部分中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年

法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第50条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 墨田区特別区税条例の一部を次のように改める。

第48条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第49条第3項各号列記以外の部分中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

第6条 墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成27年墨田区条例第37号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項各号列記以外の部分中「新条例」を「墨田区特別区税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第47条第1項」を「墨田区特別区税条例第47条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中墨田区特別区税条例第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第48条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第49条から第51条まで及び第51条の3の改正規定並びに第6条並びに付則第3条及び第4条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中墨田区特別区税条例第10条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第23条第1項の改正規定並びに同条例付則第11条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条の規定 平成31年10月1日
- (4) 第3条並びに付則第5条及び第6条の規定 平成32年10月1日
- (5) 第1条中墨田区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第17条及び第19条の改正規定並びに同条例付則第2条の2の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (6) 第4条並びに付則第7条及び第8条の規定 平成33年10月1日
- (7) 第5条の規定 平成34年10月1日

（区民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第5号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の区民税について適用し、平成32年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係るたばこ税）

第4条 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号の売渡しを除く。付則第6条第1項及び第8条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年墨田区条例第37号）付則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第47条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。付則第6条第1項及び第8条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するも

ののほか、３０年新条例第８条、第５１条の３第４項及び第５項、第５１条の６並びに第５２条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３０年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５１条の３第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式
第５１条の３第５項	第１項又は第２項	墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成３０年墨田区条例第　号。第５１条の６第１項及び第５２条第２項において「平成３０年改正条例」という。）付則第４条第３項
第５１条の６第１項	第５１条の３第１項又は第２項	平成３０年改正条例付則第４条第２項
	当該各項	同項
第５２条第２項	第５１条の３第１項又は第２項	平成３０年改正条例付則第４条第３項

- ５　３０年新条例第５１条の４の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（たばこ税に関する経過措置）

第５条　別段の定めがあるものを除き、付則第１条第４号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係るたばこ税)

第6条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第3条の規定による改正後の墨田区特別区税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第8条、第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
-----------	--------------------------	--

第 5 1 条の 3 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年墨田区条例第 号。第 5 1 条の 6 第 1 項及び第 5 2 条第 2 項において「平成 3 0 年改正条例」という。）付則第 6 条第 3 項
第 5 1 条の 6 第 1 項	第 5 1 条の 3 第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例付則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 5 2 条第 2 項	第 5 1 条の 3 第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例付則第 6 条第 3 項

5 3 2 年新条例第 5 1 条の 4 の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（たばこ税に関する経過措置）

第 7 条 別段の定めがあるものを除き、付則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係るたばこ税）

第 8 条 平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業

者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

２ 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成３０年改正規則別記第２号様式による申告書を平成３３年１１月１日までに区長に提出しなければならない。

３ 前項の規定による申告書を提出した者は、平成３４年３月３１日までに、その申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

４ 第１項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第４条の規定による改正後の墨田区特別区税条例（以下この項及び次項において「３３年新条例」という。）第８条、第５１条の３第４項及び第５項、第５１条の６並びに第５２条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３３年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５１条の３第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式
第５１条の３第５項	第１項又は第２項	墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成３０年墨田区条例第　　号。第５１条の６第１項及び第５２条第２項において「平成３０年改正条例」という。）付則第８条第３項
第５１条の６第１項	第５１条の３第１項又は第２項	平成３０年改正条例付則第８条第２項
	当該各項	同項

第 5 2 条第 2 項	第 5 1 条の 3 第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例付則第 8 条第 3 項
--------------	-------------------------	--------------------------

5 3 3 年新条例第 5 1 条の 4 の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(提案理由)

地方税法等の一部改正等に伴い、区民税について給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替等をするほか、たばこ税の税率を引き上げるとともに、加熱式たばこの課税方法を見直す必要がある。